

# 労働基準広報 2022 No.2114

## 10/21

### CONTENTS

**特集** 出生時育児休業等のポイント② ————— 8

## 就業できる者をA店は可だが B店は不可と定めることも可能

(編集部)

● 転ばぬ先の労働法〈紛争予防の誌上ゼミ〉 — 21  
第60講 ウィズ・コロナ時代の労働法の論点《5》  
整理解雇② アンドモア事件  
解雇無効の決定的な理由になりえる  
「手続の相当性」を軽視すべきでない  
(北海学園大学法学部教授・弁護士 浅野高宏)

● トピック/改正職業安定法に関するQ&A⑤ — 34  
(報酬受領の禁止、事業情報の公開、  
苦情の処理、指導監督)  
応募の対価報酬の受領は禁止されるが  
システム利用料などの徴収は可能  
(編集部)

● 労務資料/令和3年度 能力開発基本調査  
結果① ————— 40  
～企業調査～  
教育訓練費用を支出した企業は50.5%  
(厚生労働省調べ)

● NEWS ————— 1

- ◆ トラック作業部会が改善基準の改正案とりまとめる/1年の拘束時間・原則3300時間など示す
- ◆ 第122回 障害者雇用分科会/障害者雇用促進法改正案「妥当」秋の臨時国会へ
- ◆ 第178回 労働条件分科会/昨年の労基法関係の電子申請率15.88%などを報告
- ◆ 「令和4年版 労働経済白書」/外部労働市場通じた労働力需給調整が今後重要に

ほか

● 本誌読者アンケート ————— 39

● 労働スクランブル 第430回 (飯田康夫) — 46

● わたしの監督雑感 ————— 54  
北海道・小樽労働基準監督署俱知安支署長 吉田佳孝

● 今月の資料室 ————— 56

アンケートへのご協力をお願い致します(39ページ)

#### 労務相談室

回答者

賃金関係 [まる1ヵ月間年休を取得し退職] 家族手当などの支給は ————— 48 弁護士・新弘江

労務一般 [住民票と現住所が異なる従業員] 住民票移すよう命令可能か ————— 50 弁護士・田島潤一郎

賃金関係 [退職する管理職の役職手当] 退職月は不支給としたい ————— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内